

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月二十九日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

## 奈良県人事委員会規則第二号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（災害応急作業等に従事する職員の手当の支給単位に係る特例）

9 平成二十四年七月二日から同年九月七日までの間に限り、人事委員会が定める職員に係る第十二条の十九第四項の規定の適用については、同項中「午前八時三十分」とあるのは「午前八時」と読み替えるものとする。

## 附 則

この規則は、平成二十四年七月二日から施行する。